

金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。）

この書面をよくお読みください。

○当金庫では、お客様から投資信託の売買等に必要な金銭及び投資信託受益証券をお預かりし、法令に従って当金庫の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って当金庫の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 当金庫では、投資信託受益証券を当金庫の保護預り口座でお預かりする場合、または券面が発行されない投資信託受益権について当金庫に開設した振替決済口座に記載または記録する場合、手数料は頂戴しません。
- 当金庫では、上記以外の投資信託の売買等にかかる金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当金庫では、お客様から投資信託の売買等に必要な金銭及び投資信託受益証券をお預かりし、法令に従って当金庫の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って当金庫の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

振替決済口座は、社債等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。当金庫では、お客様が投資信託受益権について権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、三条信用金庫投信取引約款に基づき振替の申請をすることができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けないことがあります。

当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 33 条の 2 の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において投資信託のお取引や振替を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、投信取引口座および振替決済口座を開設していただく必要があります。
- ご注文は、当金庫が定めた取扱時間内に行って下さい。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、募集買付けまたは解約、買取の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただくため、当金庫で定める申込書をご提出いただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（累積

投資報告書、取引報告書など）をお客様に交付いたします。

- また、お取引が成立した後、お客様の投資信託の残高等を確認いただくため、法令等の定めるところにより定期的に取引残高報告書を郵送いたします。
- 契約締結時交付書面および取引残高報告書の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに書面等に記載の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

この契約の終了事由

当金庫の三条信用金庫投信取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- お客様について相続の開始があったとき
- やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

当金庫の概要

商 号 等	三条信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 244 号
本店所在地	〒955-8666 新潟県三条市旭町 2 丁目 5 番 10 号
加 入 協 会	加入協会なし
出 資 金	920 百万円（令和 6 年 3 月 31 日現在）
主 な 事 業	信用金庫業
設 立 年 月	明治 34 年 3 月
連 絡 先	0120-31-3534 お客様相談室又はお取引のある営業店にご連絡下さい。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

本商品の苦情、紛争およびトラブル等は、以下の窓口までお申し出下さい。

苦情処理措置	●お取引のある営業店若しくはお客様相談室 当金庫営業日の 9 時～17 時 電話：0120-31-3534
紛争解決措置	●上記のお客様相談室もしくは 全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、 関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671） ●東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031） ●第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588） ●第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249） ●新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） ●長野県弁護士会（電話：026-232-2104）

（平成19年10月1日 制定）
（令和 6 年 7 月 1 日 改正）

S－13463